

京都市

案

資料 2

新型インフルエンザ等対策 行動計画案（概要版）

御意見をお寄せください！

京都市では、平成21年4月に発生した新型インフルエンザA(H1N1)から得た多くの知見、教訓を踏まえて、高病原性のみならず低病原性の新型インフルエンザへの対応や社会・経済活動の維持を念頭に置いて、平成21年9月に「京都市新型インフルエンザ対策マニュアル」を策定し、新型インフルエンザの発生に備えてきました。

この度、平成25年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく市町村の行動計画として、「京都市新型インフルエンザ等対策有識者会議」での意見聴取を経て、これまでの本市の取組や地域特性等を踏まえた「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画案」を取りまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

※ 本冊子は、概要版です。京都市新型インフルエンザ等対策行動計画案の全文を御覧になりたい場合は、京都市保健医療課のホームページを御覧ください。

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-5-1-0-0.html>)

募集期間 平成25年7月〇日(〇)～8月〇日(〇)
応募方法 電子メール, 郵送, FAX

御意見の送付先及びお問い合わせ先

電話:075-222-3411 ファックス:075-222-3416

電子メール:hokeniryou@city.kyoto.jp

〒604-8571(住所記載不要)

京都市保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課

(調査・企画担当, 健康危機対策担当)

目次

京都市新型インフルエンザ等対策行動計画案の概要	P 1
本行動計画案のポイント	P 2
本市独自の主な対策（充実項目）	P 2
発生段階ごとの主な対策	P 4
（未発生期の対策）	P 6
（海外発生期の対策）	P 7
（国内発生早期の対策）	P 8
（国内感染期の対策）	P 9
（小康期の対策）	P 10
用語の説明	P 11
御意見応募用紙	P 12



パブコメくん

京都市新型インフルエンザ等対策行動計画案の概要

1 計画の趣旨

- 京都市新型インフルエンザ等対策行動計画案(以下「本行動計画案」といいます。)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」といいます。)に基づく市町村行動計画として、政府行動計画及び京都府行動計画との整合や役割分担を図りつつ、平成21年9月に策定した「京都市新型インフルエンザ対策マニュアル」に基づく取組や、本市の地域特性等を踏まえて策定しました。
- 本行動計画案は、病原性の高い新型インフルエンザ※等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示したものです。

※新型インフルエンザ…P11「用語の説明」参照

2 策定の経過

- 本行動計画案は、学識経験者や様々な関係団体から構成される「京都市新型インフルエンザ等対策有識者会議」での意見聴取を経て、策定作業を進めてきました。



3 対策の基本方針

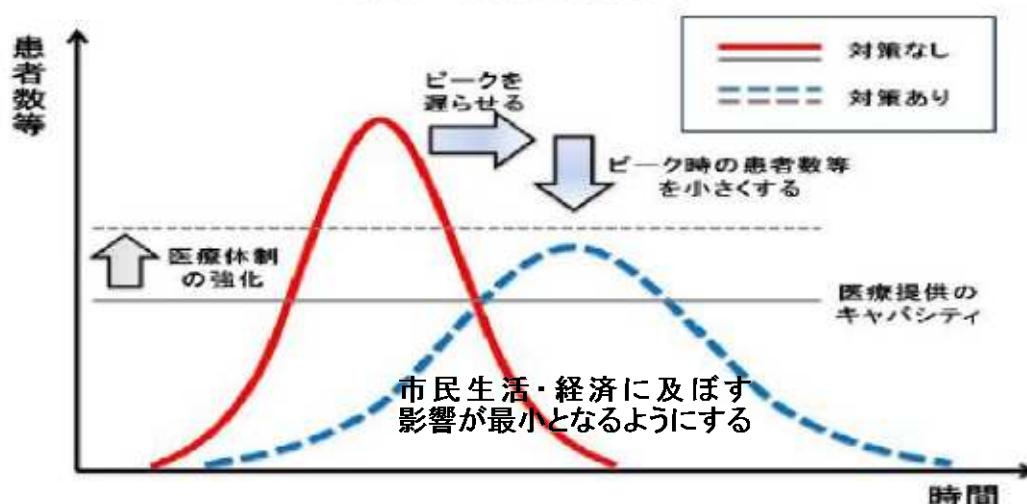
1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数及び死亡者数を減らす。

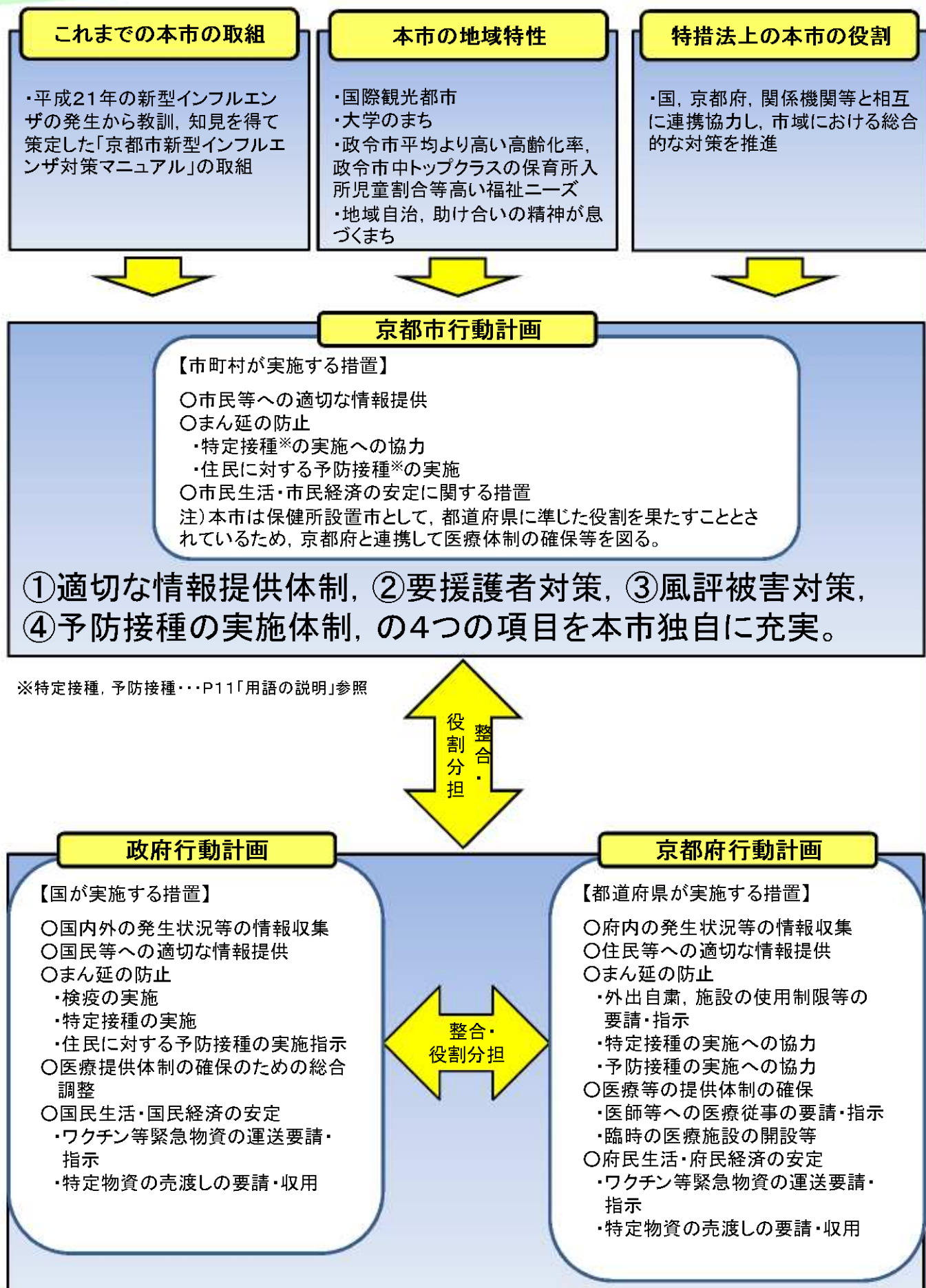
2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 地域での対策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞



本行動計画案のポイント



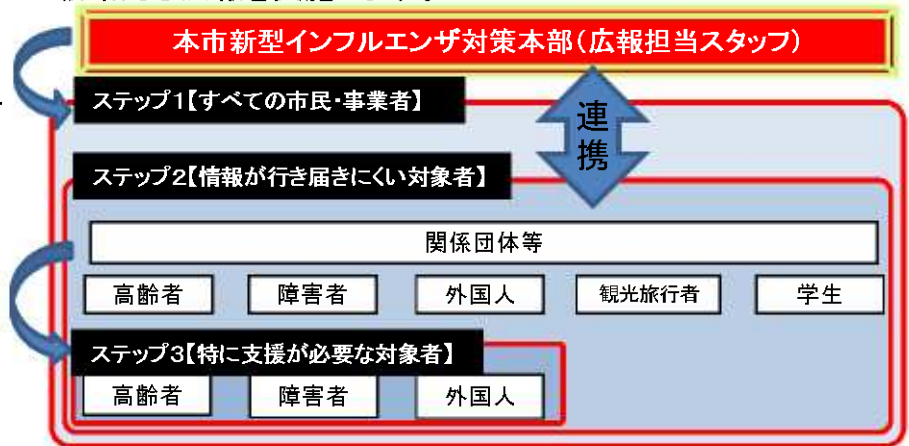
本市独自の主な対策（充実項目）

1 適切な情報提供体制

- 本市対策本部に一元的な情報管理及び情報発信を担当する広報対策スタッフを設置し、正確かつ迅速に、あらゆる媒体を用いて戦略的な広報を実施します。

- 情報が行き届きにくい高齢者及び障害者等の要援護者や外国人、観光旅行者、学生等に対し、対象者に応じた内容、表現とするとともに、関係機関や団体等と連携して確実に周知が行きわたるよう留意します。

特に支援が必要な者には各戸訪問等、きめ細かな対応を行います。



2 要援護者対策

- 高齢者や障害者等の要援護者について、本人の同意を得て作成する「見守り活動対象者名簿」を活用し、地域の関係機関、団体等による平時からの見守り活動を促進し、要援護者の状況把握に努めます。
- 緊急事態宣言※が行われた場合の外出自粛の要請や保育所等の使用制限の要請の実施について、本市の状況を十分踏まえるよう、要請実施の権限を有する京都府と、平時から調整を行います。
- 緊急事態宣言が行われた場合、福祉サービス事業所の訪問介護や、小売店、運送業者等の民間事業者との連携により生活支援(食事の提供、生活必需品の配達)を行うほか、緊急を要する生活支援は、本市が直接実施します。
- 緊急事態宣言が行われた場合、保育所や老人福祉施設・障害者福祉施設等(通所及び短期入所系サービスに限る。)の使用制限の要請があったときは、京都府との平時からの調整を踏まえ、特に支援が必要な利用者のために、一部の保育所、児童館や短期入所施設等を状況に応じて開所します。



※緊急事態宣言…P11「用語の説明」参照

3 風評被害対策

- 発生前から、観光関連団体、交通事業者、マスコミ等と情報共有や対策の検討を行うとともに、観光関連業界との緊急連絡網を整備します。また、観光関連業界の安全安心の取組を国内外の観光旅行者に向けて積極的にPRします。
- 発生時には、観光関連業界全体による対策組織の速やかな設置を支援するとともに、観光業界団体、マスコミ等と連携し、観光需要の回復期に向けた効果的な誘客事業の検討を進めます。
- また、「修学旅行専用相談窓口」を設置し、修学旅行生の減少を防ぎます。
- 風評被害の影響を受けた中小企業者に対する経営相談窓口を設置し、緊急融資の実施について検討します。
- 小康期には、本市内への旅行が安全であることを発信するために「安全宣言」を行い、広くPRします。また、関係団体等と連携して、観光需要の回復に向けた効果的な誘客事業を実施します。



4 予防接種の実施体制

- 発生前から予防接種対象者(ワクチン需要量)を把握するとともに、京都府、京都府医師会の協力を得て、接種対象者に応じた接種体制を検討します。
- 発生時には、国が示す接種の優先順位を踏まえて、保健センター等での集団接種、協力医療機関での一斉接種(期間を定め集中的に接種)や個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等による接種体制を構築し、ワクチンが確保でき次第、市民周知を図り、速やかに接種を開始します。



発生段階ごとの主な対策

注) 発生段階はあくまでも目安であり、必要な対策を柔軟に選択して実施する。

未発生期

海外発生期

1 実施体制

- ・本市行動計画の策定
- ・局区等業務継続計画の策定
- ・関係機関との連携・情報交換、訓練の実施

★情報室及び警戒本部の設置

1 実施体制

★本市対策本部の設置(WHOによるフェーズ4宣言時)

2 サーベイランス・情報収集

- ・関係機関を通じた情報収集
- ・通常のサーベイランス※(全体動向・重症化・学級閉鎖の把握等)の実施

2 サーベイランス・情報収集

- ・通常のサーベイランスの継続、強化
- ・患者(疑い患者を含む。)の全数把握の開始
- ・学校等での集団発生の把握の強化

3 情報提供・共有

- ・継続的な情報提供
- ★インフルエンザ相談窓口の常時設置
- ・発生時の一元的かつ複数媒体による情報提供体制の構築

3 情報提供・共有

- ★一元的な情報管理、発信を行う広報スタッフの設置、正確かつ迅速な広報の実施、複数媒体による戦略的な情報提供体制
- ★相談体制の強化(京都いつでもコールでの対応)

4 予防・まん延防止

- ・個人、地域、職場における感染対策の普及(手洗い、うがい、咳エチケット、マスクの着用等)
- ・国による水際対策との連携
- ★住民接種実施体制の準備
- ★特定接種実施への協力体制の構築
- ★緊急事態宣言時の措置等に関する京都府との調整

4 予防・まん延防止

- ・患者、濃厚接触者への対応の準備
- ・国による水際対策(帰国者の健康監視等)との連携強化
- ・国の方針を踏まえた特定接種の実施
- ★住民接種実施体制の構築

5 医療

- ・関係医療機関等との連携体制構築
- ・帰国者・接触者相談センター※及び帰国者・接触者外来※での患者受入準備の要請
- ・個人防護具等の準備
- ・衛生環境研究所におけるPCR検査※体制の整備

5 医療

- ・帰国者・接触者外来の設置(京都市立病院、協力医療機関)
- ・帰国者・接触者相談センターの設置(インフルエンザ相談窓口)に機能付与)
- ・衛生環境研究所におけるPCR検査の実施

6 市民生活・市民経済の安定の確保

- ★市民に対する食料品の備蓄等の呼びかけ
- ★事業者に対する業務継続計画の策定等の呼びかけ
- ★高齢者、障害者等の要援護者の状況把握及び発生時の生活支援策の検討
- ★施設の使用制限要請時の保育所、短期入所施設の一部開所等の仕組みづくりの検討
- ★風評被害対策として観光関連団体等との情報共有、緊急連絡網の整備等

6 市民生活・市民経済の安定の確保

- ・事業者に対する職場での対策の準備要請

※サーベイランス、帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来、PCR検査・・・P11「用語の説明」参照

国内発生早期

国内感染期

小康期

1 実施体制

- ・本市対策本部の設置継続

1 実施体制

- ・本市対策本部の設置継続

1 実施体制

- ・本市対策本部の廃止

2 サーベイランス・情報収集

- ・通常のサーベイランスの継続、強化
- ・患者(疑い患者を含む。)の全数把握の実施
- ・学校等での集団発生の把握強化

2 サーベイランス・情報収集

- ・通常サーベイランスへの移行
- ・患者(疑い患者を含む。)の全数把握の中止

2 サーベイランス・情報収集

- ・通常サーベイランスの継続

3 情報提供・共有

- ★高齢者、障害者等要援護者、外国人、観光旅行者、学生等の情報弱者に対するきめ細かな情報提供
(関係機関等との連携、各戸訪問等)
- ★市内の患者発生(個々の事例)に係る広報

3 情報提供・共有

- ★情報弱者に対するきめ細かな情報提供の継続
(関係機関等との連携、各戸訪問等)
- ★市内の患者発生(集団事例等)に係る広報

3 情報提供・共有

- ・流行第二波に備えた情報提供

4 予防・まん延防止

- ・患者及び濃厚接触者への対応
- ・病院、高齢者施設等への感染予防の徹底の要請
- ★住民接種の開始
- ★緊急事態措置実施時(外出自粛等)の周知

4 予防・まん延防止

- ・病院、高齢者施設等への感染予防の徹底の要請継続
- ・濃厚接触者に対する対応の中止
- ★住民接種の実施
- ★緊急事態措置実施時(外出自粛等)の周知

4 予防・まん延防止

- ・流行第二波に備えた住民接種実施

5 医療

- ・帰国者・接触者外来等の継続
- ・患者の入院措置(原則)
- ・PCR検査の実施
(状況に応じ、重症者に限定)

5 医療

- ・帰国者・接触者外来、入院措置、帰国者・接触者相談センターの中止
- ・一般医療機関での診療
- ・在宅療養患者の生活支援
- ・緊急事態措置(臨時の医療施設設置)に係る京都府との連携

5 医療

- ・通常の医療体制への移行

6 市民生活・市民経済の安定の確保

- ・事業者に対する職場での対策要請
- ★風評被害対策の取組実施
(観光関連団体との連携による誘客事業の検討、「修学旅行専用相談窓口」の設置)
- ★京都府との平時からの調整を踏まえ、状況に応じ、施設の使用制限要請時の保育所、短期入所施設の一部開所

6 市民生活・市民経済の安定の確保

- ・事業者に対する職場での対策強化要請
- ★事業者への経営相談等の実施
- ★要援護者への生活支援の実施
(要援護者の地域での把握、食事提供等に係る支援等)
- ★京都府との平時からの調整を踏まえ、状況に応じ、施設の使用制限要請時の保育所、短期入所施設の一部開所

6 市民生活・市民経済の安定の確保

- ★風評被害からの早期回復のための誘客事業の実施
- ★事業者への経営相談等の実施

未発生期の対策

★印は、本市独自の対策

1 実施体制

- 特措法の規定に基づき、有識者会議等の意見を踏まえ、本市行動計画を策定する。
- ★ 情報室を設置し、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況に関する情報収集を行うとともに、状況に応じて警戒本部を設置し、新型インフルエンザ等の発生に備えた体制を整備する。
- 警戒本部会議の開催等を通じ、全庁的な初動対応体制を確立するとともに、発生時に備え、行政機能を維持するための各局区等業務継続計画を策定する。
- 国、京都府等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

2 サーベイランス・情報収集

- 国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の最新情報を収集する。
- 通常のサーベイランス(全体動向の把握、重症者の把握、学級閉鎖等の把握、病原性変化の把握)を実施する。

3 情報提供・共有

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ★ 保健所、保健センターにインフルエンザ相談窓口を常時設置し、市民からの来所及び電話での一般的なインフルエンザに関する相談に対応する。
- 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。

4 予防・まん延防止

- 手洗い・マスク着用・咳エチケット・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- 検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関の連携を強化する。
- ★ あらかじめ優先接種対象者(ワクチン需要量)を把握するとともに、国が示すモデルを参考に、国、京都府及び京都府医師会等の協力を得ながら、医療従事者の体制等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。
- ★ 外出自粛の要請や学校、保育所等の施設の使用制限の要請について、本市の状況を十分把握したうえで、当該要請が実施がされるよう、京都府との調整を行っておく。

5 医療

- 京都府と連携し、医療体制の確保について、京都府医師会、京都府薬剤師会等の関係団体と相互の情報交換や、情報及び課題の共有を行い、密接な連携を図る。
- 京都府と連携して、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備を進める。
- 必要となる医療資器材(個人防護具等)をあらかじめ備蓄・整備する。
- 衛生環境研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の実施体制を整備する。

6 市民生活・市民経済の安定の確保

- ★ 市民に対し、発生に備え、食料品、生活必需品等の備蓄に努める等の事前の準備を呼びかける。
- ★ 市内事業者に対し、発生に備え、業務継続計画等を策定するなど、十分な事前の準備を呼びかける。
- ★ 高齢者、障害者等の要援護者本人の同意を得て作成する「見守り活動対象者名簿」を地域包括支援センター、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、自治会等に提供することにより、平時からの地域における見守り活動を促進し、要援護者の状況把握に努める。
- ★ 保育所、老人福祉施設・障害者福祉施設等の社会福祉施設(通所及び短期入所系サービスに限る。)の使用制限の要請が実施された場合に備え、関係団体と連携し、一部の保育所、短期入所施設を開所する等の仕組みづくりを検討する。
- ★ 観光関連業界への風評被害を軽減するため、発生前から、観光関連団体、交通事業者、マスコミ等と情報共有や対策の検討を行うとともに、観光関連業界との緊急連絡網を整備する。また、観光関連業界における安全安心の取組について、国内外の観光旅行者に向けて積極的にPRする。

海外発生期の対策

★印は、本市独自の対策

1 実施体制

- ★ 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合は、警戒本部会議において緊急協議を行うなど、本市対策本部の設置に向けた準備を進める。
- ★ WHOが新型インフルエンザのフェーズ4又はこれに相当する宣言等を公表し、厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表したときは、市長を本部長とする本市対策本部を設置する。

2 サーベイランス・情報収集

- 通常のサーベイランスを継続するとともに、市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑いのある患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。
- 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生 of 把握を強化する。

3 情報提供・共有

- ★ 本市対策本部に一元的な情報発信を行う広報対策スタッフを設置し、予防及び感染拡大を防ぐため、正確な情報について迅速に広報を行うことはもとより、風評被害軽減のため、広報物の配布、ホームページ、SNS等あらゆる媒体を用いて戦略的な広報、PRを積極的に実施する。
- ★ インフルエンザ相談窓口に、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する市民からの相談に応じる帰国者・接触者相談センターとしての機能を持たせるとともに、一般的な問い合わせは京都いつでもコールにおいても対応できるよう、相談件数の増加に対応した体制を整える。

4 予防・まん延防止

- 市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。
- 検疫所から通報があった発生国からの入国者等について、健康観察を実施する。
- 国の基本的対処方針を踏まえ、集団的な接種を行うことを基本として、原則、保健センターにおいて、本人の同意を得て本市職員に対する特定接種を行う。
- ★ 全市民が速やかに接種できるよう、保健センター等での集団接種、協力医療機関での一斉接種や個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等により、接種対象者に応じた住民接種の接種体制を構築する。

5 医療

- 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、京都市立病院に帰国者・接触者外来を設置し、診療を開始するとともに、協力医療機関に対し帰国者・接触者外来の設置と診療を要請する。また、新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合は、直ちに保健所（保健センター）に連絡するよう要請する。
- 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
- 衛生環境研究所におけるPCR検査等の実施体制を整備する。また、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を亜型等の同定を行い、国立感染症研究所に送付する。

6 市民生活・市民経済の安定の確保

- 市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

国内発生早期の対策

★印は、本市独自の対策

緊急事態宣言時の対策

1 実施体制

- 引き続き本市対策本部を設置し、全庁的な体制を継続する。
- 国において、本市を区域とする新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた場合、ただちに、本市対策本部において対応方針を決定する。

2 サーベイランス・情報収集

- 海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。

3 情報提供・共有

- ★ 引き続き利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、戦略的な広報を継続する。
- ★ 情報が行き届きにくい高齢者及び障害者等の要援護者や外国人、観光旅行者、学生等に対しては、それぞれの対象者ごとの特性に応じた内容、表現とすることに留意するとともに、以下の対応を行う。
 - ・要介護、一人暮らし高齢者等…地域包括支援センターや介護保険サービス事業所等の関係機関と連携した周知を実施。特に支援が必要な者には、老人福祉員等の各戸訪問・連絡先の周知等きめ細かく対応。
 - ・障害者…点字版広報物の作成、市政広報番組での字幕放送の実施、障害者福祉団体等を通じた周知を実施。特に支援が必要な者には、民生・児童委員等の各戸訪問・連絡先の周知や、必要に応じて手話通訳の派遣の検討により、きめ細かく対応。
 - ・外国人…関係団体と連携し、外国語による広報物の作成及びホームページでの情報発信、FMラジオを通じた英語による市政広報番組において情報提供を実施。特に支援が必要な者には、必要に応じて通訳の派遣の検討により、きめ細かく対応。
 - ・観光旅行者…関係団体等と連携し、観光旅行者向け広報物を観光案内所、ホテル・旅館等に配布。
 - ・一人暮らし大学生等…各大学等を通じた広報物の配布及び学生向け情報システム等を活用して情報発信。
- ★ 本市内において新型インフルエンザ患者の発生があれば、個人情報に十分留意したうえで、個々の発生事例として、患者情報及び対応状況についての広報や記者会見を行う。
- ★ 市内の宿泊施設を利用する外国人観光客からの相談に対応するため、多言語コールセンターにおいて電話通訳を実施する。

4 予防・まん延防止

- 国や京都府と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。
- ★ 市民への接種の順位に係る基本的な考え方等、国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、京都府、京都府医師会等の協力を得て、住民接種を開始する。
- ★ 京都府が、本市との平時からの調整を踏まえ、緊急事態措置（外出自粛の要請、学校・保育所等の施設の使用制限の要請）を講じた場合には、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

5 医療

- 帰国者・接触者外来の診療体制を継続し、帰国者・接触者相談センターの相談体制を充実、強化する。
- 新型インフルエンザ等と診断された者について、原則、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。
- 新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う（患者数が増加した段階では重症者に限定）。

6 市民生活・市民経済の安定の確保

- ★ 観光関連業界全体による対策組織の速やかな設置を支援し、観光需要の落ち込みをできる限り抑えるとともに、業界団体、マスコミ等と連携し、観光需要の回復期に向けた効果的な誘客事業の検討を進める。
- ★ 全国の学校等からの問い合わせに応じる「修学旅行専用相談窓口」を設置し、正確な情報発信を行うとともに、修学旅行生の減少を防ぐため、状況に応じた安全情報を積極的に発信する。
- ★ 地域包括支援センター、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、自治会等に対して、平時からの地域における見守り活動等の取組の中で、支援を必要とする要援護者を把握し、本市及び医療機関、福祉サービス事業所に連絡することにより、生活支援につなげていくよう要請する。
- ★ 施設の使用制限の要請が実施された場合、勤務等の都合により止むを得ず休暇を取得できない保護者の保育所入所児童及び学童については、京都府との平時からの調整に基づき、状況に応じて、一部の保育所及び児童館等を開所する。
また、老人福祉施設、障害者福祉施設等（通所及び短期入所系サービスに限る。）の利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行うとともに、在宅での生活の継続が困難な要援護者については、京都府との平時からの調整に基づき、状況に応じて、一部の短期入所施設等を開所する。

1 実施体制

- 引き続き本市対策本部を設置し、全庁的な体制を継続する。
- 国において、本市を区域とする新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた場合、ただちに、本市対策本部において対応方針を決定する。

2 サーベイランス・情報収集

- 全国での患者数が数百人程度に増加した段階で、通常のサーベイランス(全数把握の中止)に戻る。

3 情報提供・共有

- ★ 引き続き利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、戦略的な広報を継続する。
- ★ 市政協力委員、保健委員等を通じた広報物の配布等や、引き続き、情報が行き届きにくい高齢者及び障害者等の要援護者や外国人、観光旅行者、学生等に対しても確実に必要な情報が行き渡るよう、きめ細かな情報提供を行う。
- ★ 新型インフルエンザ患者の発生に関し、個別対応から集団対策に移行することに合わせ、大規模集団発生や患者の症状が重篤な場合等特殊な事象が発生した場合のみ、個人情報に十分留意したうえで、広報や記者会見を行う。

4 予防・まん延防止

- 京都府内が感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)は中止する。
- 国内発生早期の対策を継続し、住民接種を進める。
- ★ 京都府が、本市との平時からの調整を踏まえ、緊急事態措置(外出自粛の要請、学校・保育所等の施設の使用制限の要請)を講じた場合には、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

5 医療

- 京都府内が感染期となった場合は、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく入院措置を中止し、原則、一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
- 原則、全ての医療機関で入院治療を行うが、重症患者は協力医療機関で入院治療を行うよう要請する。
- 国及び京都府と連携し、関係機関・団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。
- 市内の医療機関が不足した場合の医療確保について、京都府が必要に応じて行う臨時の医療施設の設置について、京都府との連携を図る。

6 市民生活・市民経済の安定の確保

- ★ 新型インフルエンザ等のまん延及び風評被害等により、経営に影響を受けた中小企業者を支援するため、経営相談窓口を設置するとともに、緊急融資の実施について検討する。
- ★ 地域包括支援センター、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、自治会等に対して、平時からの地域における見守り活動等の取組の中で、支援を必要とする在宅の要援護者を把握し、本市及び医療機関、福祉サービス事業所に連絡することにより、生活支援につなげていくよう要請する。
- ★ 要援護者の日常生活に係る生活支援は、福祉サービス事業所等の訪問介護によることを基本とし、需要の拡大に応じ、小売店や運送業者等の民間事業者に対して、食事の提供や生活必需品の配達等に係る協力要請を行う。また、緊急を要する生活支援等は本市が直接実施するなど、総合調整を行う。
- ★ 施設の使用制限の要請が実施された場合、勤務等の都合により止むを得ず休暇を取得できない保護者の保育所入所児童及び学童については、京都府との平時からの調整に基づき、状況に応じて、一部の保育所及び児童館等を開所する。
また、老人福祉施設、障害者福祉施設等(通所及び短期入所系サービスに限る。)の利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行うとともに、在宅での生活の継続が困難な要援護者については、京都府との平時からの調整に基づき、状況に応じて、一部の短期入所施設等を開所する。

1 実施体制

- 本市対策本部を廃止する。

2 サーベイランス・情報収集

- 通常のサーベイランス(全体動向の把握、重症者の把握、学級閉鎖等の把握、病原性変化の把握)を実施する。

3 情報提供・共有

- 引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

4 予防・まん延防止

- 流行の第二波に備え、住民接種を進める。

5 医療

- 国及び京都府と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

6 市民生活・市民経済の安定の確保

- ★ 本市内への旅行が安全であることを発信するために「安全宣言」を行い、広くPRするとともに、観光関連業界等と連携し、観光需要の早期回復に向けた効果的な誘客事業を実施する。
- ★ 新型インフルエンザ等のまん延及び風評被害等により、経営に影響を受けた中小企業者を支援するため、経営相談窓口を設置するとともに、緊急融資の実施について検討する。



こまめに、
手洗いをしましょう。

インフルエンザ等感染症
を予防しましょう！



症状があるときは
マスクをしましょう。

新型インフルエンザの予防法は、通常のインフルエンザと同じです。日頃から手洗い、うがいの習慣を忘れずに！

用語の説明

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザで、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされています。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがあります。

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類されています。

人でのパンデミック(流行)を引き起こすのはA型のみで、A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類されます。いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指しています。

○ 予防接種

各種の病原体に対する免疫を持たない方や免疫の増強効果(ブースター効果)を目的とする方を対象に、感染予防、発病予防、重症化予防、感染症のまん延予防などを目的にワクチンを接種することをいい、住民に対する予防接種を「住民接種」といいます。

○ 特定接種

医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、医療従事者等、新型インフルエンザ等対策を進めるに当たり、高い公益性と公共性が認められる者に対し、住民接種に先行して実施される予防接種のことをいいます。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する方に係る診療を行う外来のことをいいます。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する方から、電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」に紹介するための相談センターのことで、本市では、保健所及び各保健センターに設置します。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した方で発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まりますが、例えば、患者と同居されている家族等が想定されます。

○ サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味します。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)を把握し、分析することをいいます。

○ PCR検査

DNA(遺伝子)を検出することによって、新型インフルエンザかどうかの確定検査を行うものす。

○ 緊急事態宣言

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生した場合、政府対策本部長(内閣総理大臣)が宣言を行います。

御意見応募用紙

FAX 等で送付いただく場合はこの用紙をお使いください。

FAX:075-222-3416

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

★御意見をまとめる際の参考にしますので、差し支えなければ下記の項目に当てはまる番号に「○」を御記入ください。

- 【性別】 1 男性 2 女性
- 【年齢】 1 20歳未満 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代
 5 50歳代 6 60歳代 7 70歳代以上
- 【お住まい等】 1 京都市在住 2 京都市通勤・通学（京都市在住除く）
 3 1, 2 以外

●御意見の取扱いについて

- ①個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱います。
- ②御提出いただいた御意見の要旨とそれに対する京都市の見解等については、京都市保健医療課のホームページで公表します。なお、御提出いただいた御意見に対する個別の回答はできませんので、あらかじめ御了承ください。

発行:京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課
発行月:平成 25 年 7 月 京都市印刷物第〇〇〇〇〇号

